

日 銀 業 第 8 7 1 号
2 0 2 0 年 9 月 9 日

日 銀 ネット 利 用 先 御 中
日 銀 ネット 利 用 金 融 機 関 等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、新型コロナウイルス感染症への対応として、業務継続の観点から、本年2月20日以降、日本銀行金融ネットワークシステムの端末認証装置（障害時用）を、利用先が障害時に限らずバックアップ拠点等で利用し得る扱いとしています。

端末認証装置（障害時用）にかかる上記の取扱いを明確化する観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本年9月18日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

- 第1編Ⅰ．4．（13）を横線のとおり改める。

（13）端末認証装置（障害時用）

端末認証装置のうち、利用先が、利用先以外の営業所等において保管し、利用先における障害等においてその他の事由により、当該営業所等において利用することができるものをいいます。本利用細則において「端末認証装置」と記載する場合には、特に断りのない限り端末認証装置（障害時用）を含みます。

- 第1編Ⅰ．4．（17）を横線のとおり改める。

（17）権限者カード（障害時用）

権限者カードのうち、端末認証装置（障害時用）の設置を認められた利用先の送信権限者（権限者カード（通常時用）を付与されているものに限る。）が、利用先における障害等の場合にその他の事由により営業所等において利用することができるものをいいます。

- 第1編Ⅱ．2．（1）イ．中、（注3）を横線のとおり改める。

（注3）利用先は、障害時等にその他の事由により端末認証装置（障害時用）を利用する場合を除き、当該利用先の日銀ネット主管店の業務区域外から日銀ネットを利用することはできません。ただし、後掲（2）中の表3に定めるところにより、予め日本銀行の承認を得た場合には、日銀ネット主管店の業務区域内での日銀ネットの利用の有無にかかわらず、業務区域外（日本国内に所在する拠点に限ります。以下同じです。）から通常時より日銀ネットを利用することができます。

- 第1編Ⅱ．2．（2）中、（表3）を横線のとおり改める。

（表3）日銀ネットの共通運営事務に関する日銀ネット主管店等^{（注）}への届出等一覧

項 目	内 容 等	備 考
金融機関等名称、店舗名称等の変更に関する届出	略（不変）	
∫		

項 目	内 容 等	備 考
セキュリティ関係事務の依頼		
障害時に <u>おけるその他の事由による</u> 他の金融機関等に属する通信回線等の使用に関する申出	<p>次の事項を希望する場合</p> <p>① <u>障害時にその他の事由により</u>他の金融機関等に属する通信回線、通信関連装置および端末装置（以下「通信回線等」といいます。）を使用</p> <p>② <u>障害時にその他の事由により</u>他の金融機関等に属する通信回線等を使用することの取止め</p>	日本銀行が別途定める書式を使用（ <u>障害時にその他の事由により</u> 他の金融機関等に属する通信回線等を使用することを希望する場合または使用を取止めることを希望する場合には、まず日銀ネット主管店に連絡してください。）。

(注) 略 (不変)

○ 第1編Ⅱ. 4. を横線のとおり改める。

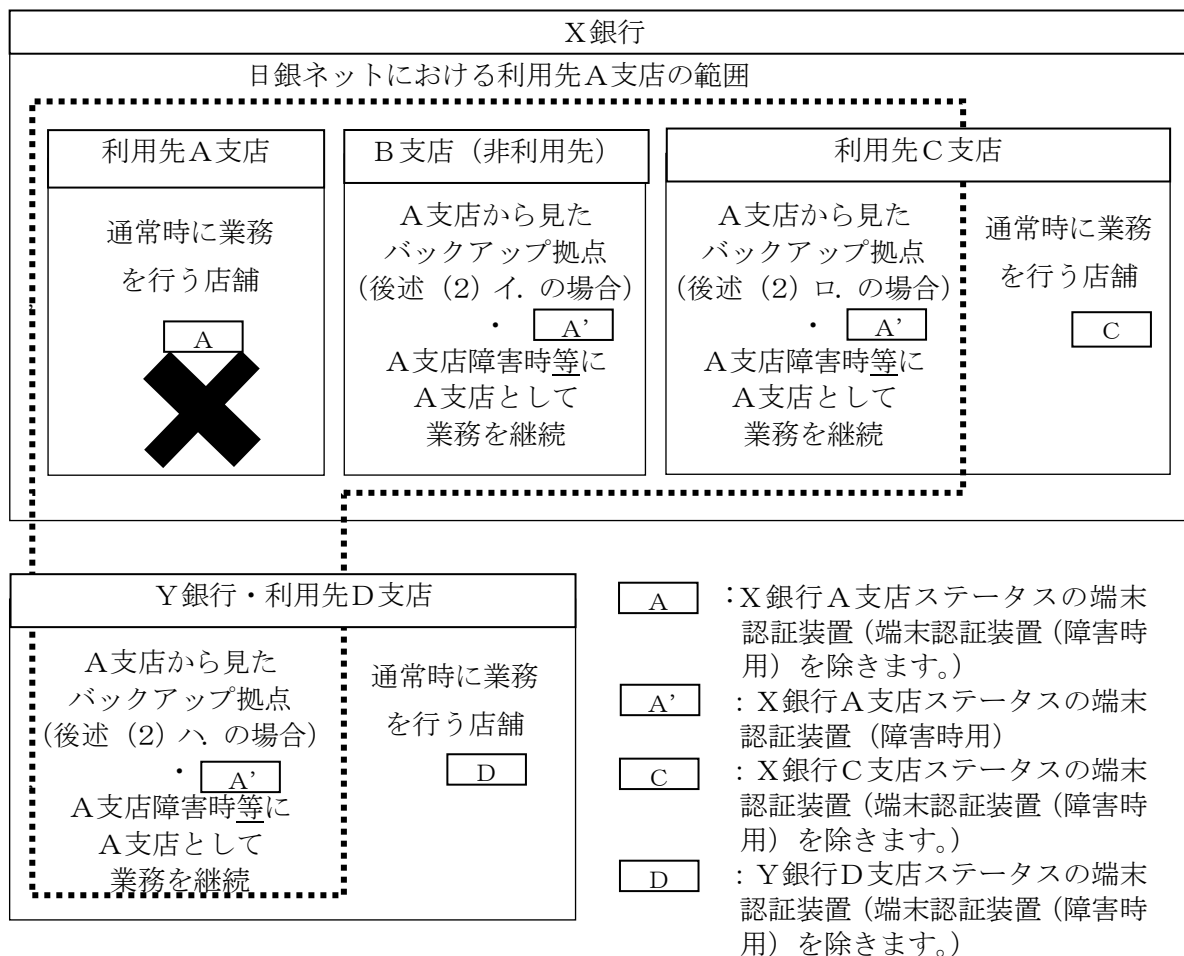
4. 端末認証装置（障害時用）を利用したバックアップ構成

利用先は、障害その他の事由により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となった場合であっても、予め定めた、障害時等に当該利用先として業務を継続する営業所等（以下「バックアップ拠点」といいます。）に設置した端末装置、端末認証装置（障害時用）、通信回線（通信関連装置を含みます。以下同じです。）および権限者カードをの使用することによりを希望する場合には、バックアップ拠点において当該利用先として日銀ネットの利用を継続することができます。このとき、2.（2）中の表3に定めるところにより、予め日本銀行の承認を得た場合には、他の金融機関等に属する通信回線等を使用することができます。なお、障害時等にバックアップ拠点において端末認証装置（障害時用）を使用する場合、または他の金融機関等に属する通信回線等を使用する場合には、予めセンターに対し、連絡する必要があります^{（注1）（注2）}。

（注1）略（不変）

（注2）略（不変）

バックアップ拠点の概念は、次のとおりです。



(1) 端末認証装置（障害時用）の設置等に関する申出

利用先は、障害により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となった場合その他の事由に備え、自店舗ステータスの端末認証装置（障害時用）をバックアップ拠点で保管し、障害時等に使用することを希望する場合には、予め「端末認証装置（障害時用）設置希望書」（第3号書式）を日銀ネット主管店に提出し、日本銀行の承認を得ておく必要があります。

また、端末認証装置（障害時用）の設置場所の変更を希望する場合には、予め「端末認証装置（障害時用）設置場所変更申請書」（第4号書式）を日銀ネット主管店に提出し、日本銀行の承認を得ておく必要があります。

なお、権限者カード（障害時用）は、日本銀行から端末認証装置（障害時用）の設置を認められた利用先に限り、発行することが可能です。

(2) 具体的なバックアップ構成例

イ. 非利用先である営業所等での業務継続

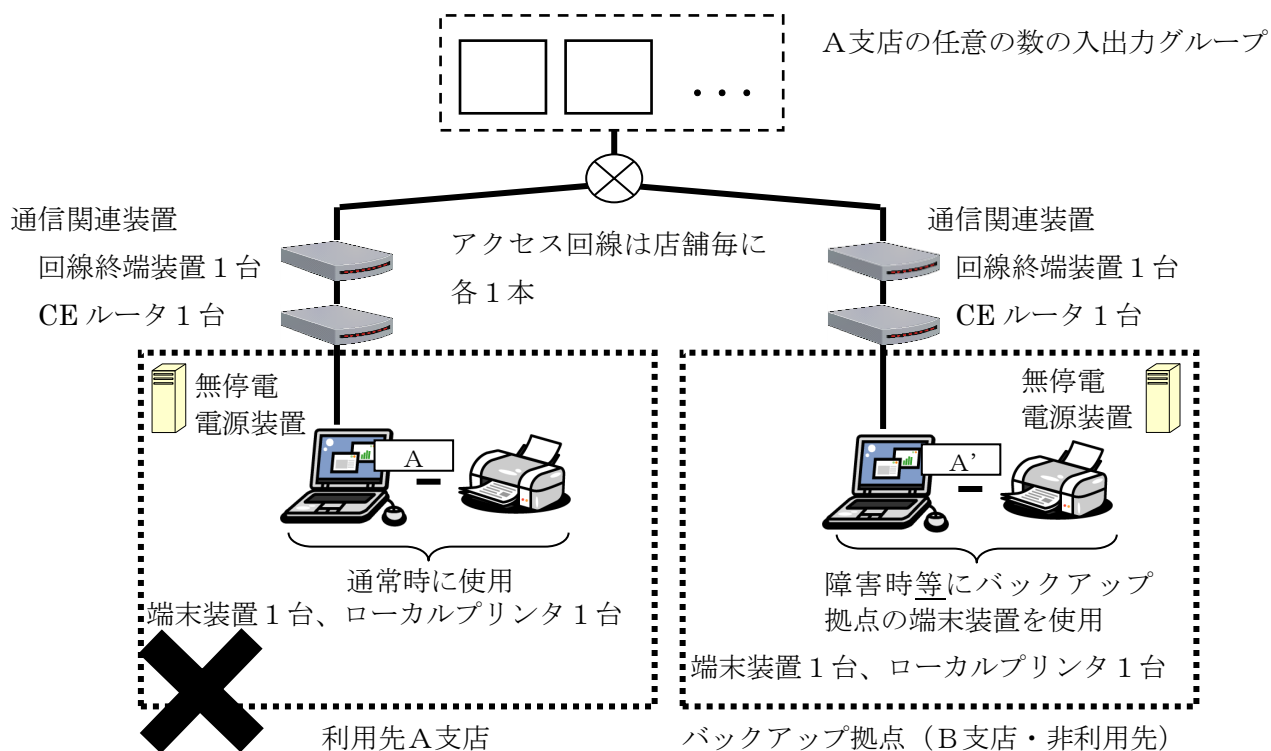
バックアップ拠点（利用先A支店と同一の金融機関等に属するB支店（非利用

先)をいいます。以下イ.において同じです。)の利用を日銀ネット主管店に申請し、その利用を認められた利用先A支店は、障害時のみにその他の事由によりバックアップ拠点で使用する目的で、同拠点へのアクセス回線の敷設ならびに同拠点に設置する利用先A支店ステータスの端末認証装置(障害時用)の発行を依頼できます。また、日本銀行から端末認証装置(障害時用)の設置を認められた利用先に限り、権限者カード(障害時用)を発行することが可能です。

利用先A支店が障害時等により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となったバックアップ拠点の使用を希望する場合には、予めセンターに連絡のうえ、バックアップ拠点に設置した端末装置に、バックアップ拠点で保管している利用先A支店ステータスの端末認証装置(障害時用)を装填することにより、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続することができます。この場合、通常時に利用先A支店が利用している入出力グループに接続されるため、未送信電文の確認等を行ったうえ、障害等発生以前に行っていた端末操作を継続することが可能です。

[端末認証装置(障害時用)の発行・管理: IV. 2. 参照]
[送信権限者、オペレータの登録等: IV. 4. および6. 参照]
[障害時の対応: VI. 参照]

構成例



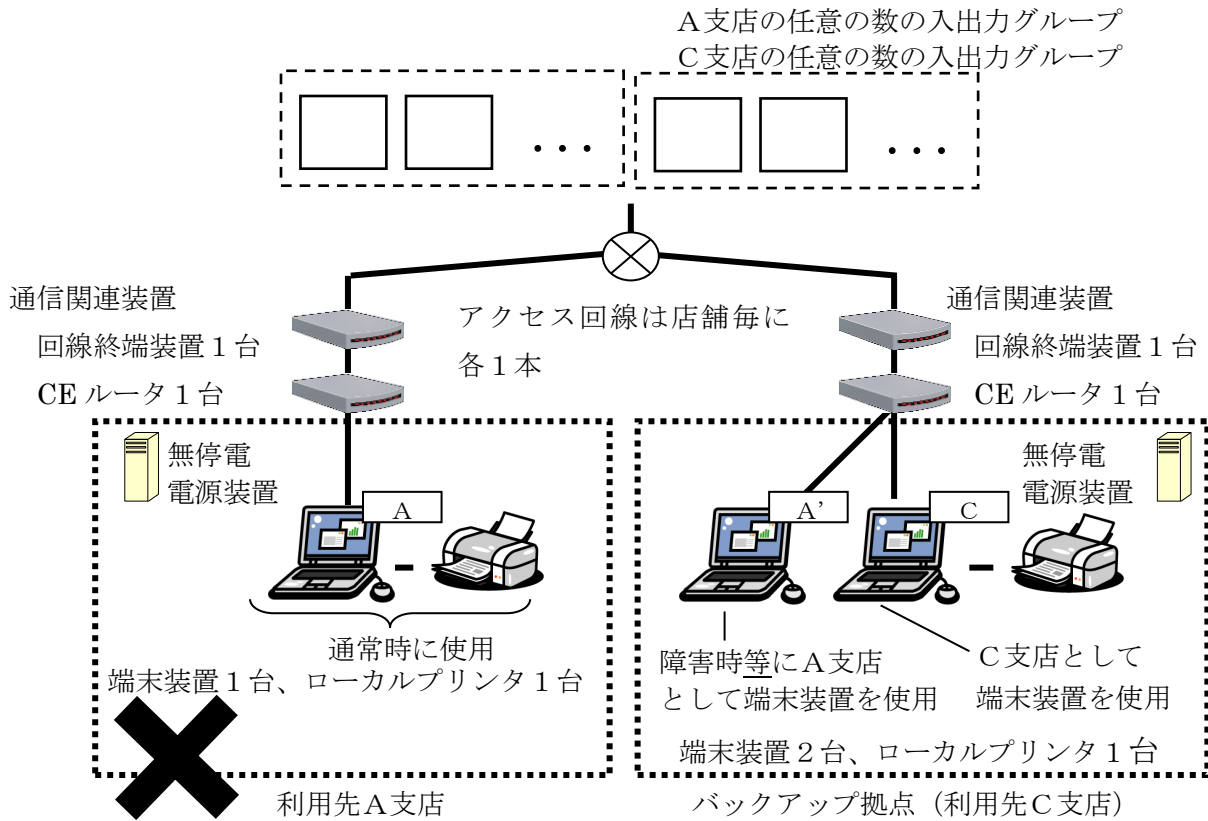
ロ. 他の利用先（同一金融機関等）での業務継続

バックアップ拠点（利用先A支店と異なる業務区域に存在し且つ同一の金融機関等に属する利用先C支店をいいます。以下ロ.において同じです。）の利用を日銀ネット主管店に申請し、その利用を認められた利用先A支店は、障害時のみにその他の事由によりバックアップ拠点で使用する目的で、同拠点に設置する利用先A支店ステータスの端末認証装置（障害時用）の発行を依頼できます。また、日本銀行から端末認証装置（障害時用）の設置を認められた利用先に限り、権限者カード（障害時用）を発行することが可能です。

利用先A支店が障害時等により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となったバックアップ拠点の使用を希望する場合には、予めセンターに連絡のうえ、バックアップ拠点に設置した端末装置に、バックアップ拠点で保管している利用先A支店ステータスの端末認証装置（障害時用）を装填することにより、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続することができます。この場合、通常時に利用先A支店が利用している入出力グループに接続されるため、未送信電文の確認等を行ったうえ、障害等発生以前に行っていた端末操作を継続することが可能です。

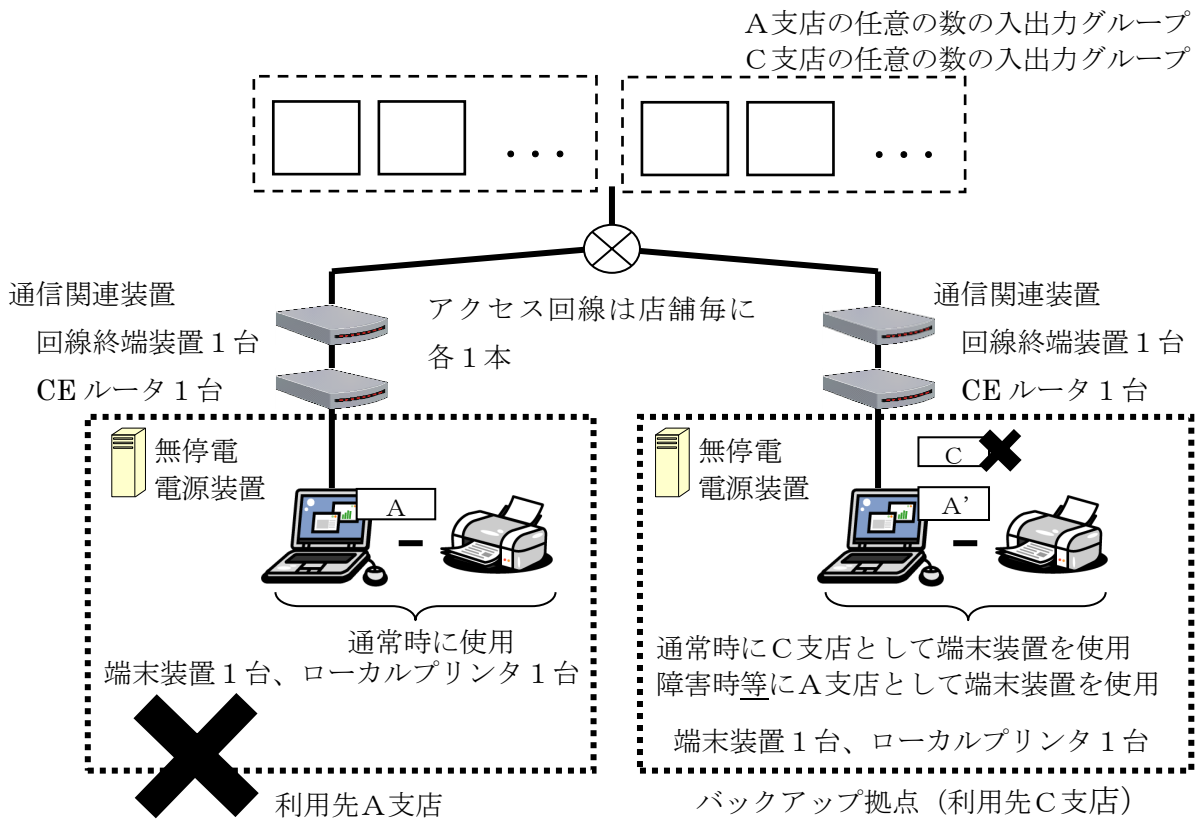
- [端末認証装置（障害時用）の発行・管理：IV. 2. 参照]
- [送信権限者、オペレータの登録等：IV. 4. および6. 参照]
- [障害時の対応：VI. 参照]

構成例



バックアップ拠点に端末装置を2台以上設置している場合には、そのうちの1台を利用先A支店として日銀ネットの利用を継続するために使用し、他の端末装置を通常どおり利用先C支店として日銀ネットを利用するために使用することで、両利用先の事務を並行的に行うことが可能です。これに対し、バックアップ拠点に端末装置を1台しか設置していない場合には、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続している間は、利用先C支店として事務を行うことはできません。

構成例



ハ. 他の利用先 (他の金融機関等) での業務継続

(イ) アクセス回線を敷設する場合

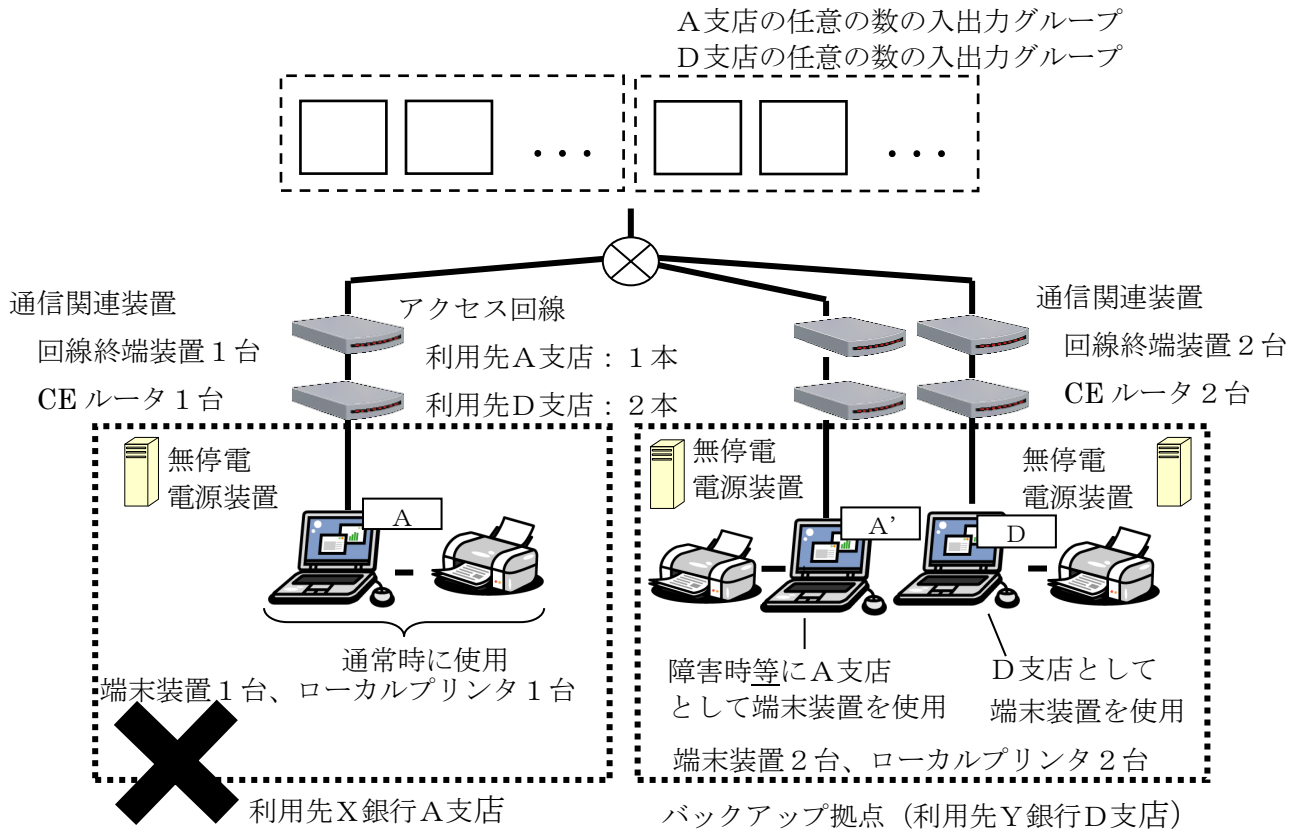
バックアップ拠点 (利用先A支店と異なる金融機関等に属する利用先D支店をいいます。以下ハ. において同じです。) の利用を日銀ネット主管店に申請し、その利用を認められた利用先A支店は、障害時のみにその他の事由によりバックアップ拠点で使用する目的で、同拠点へのアクセス回線の敷設ならびに同拠点に設置する利用先A支店ステータスの端末認証装置 (障害時用) の発行を依頼できます。また、日本銀行から端末認証装置 (障害時用) の設置を認められた利用先は、権限者カード (障害時用) を発行することが可能です。

~~利用先A支店が障害時等により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となった~~バックアップ拠点の使用を希望する場合には、予めセンターに連絡のうえ、バックアップ拠点に設置した端末装置に、利用先A支店ステータスの端末認証装置 (障害時用) を装填することにより、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続することができます。この場合、通常時に利用先A支店が利用している入出力グループに接続されるため、未送信電文の確認等を行ったうえ、障害等発生以前に行っていた端末操作

を継続することが可能です。

- [端末認証装置（障害時用）の発行・管理：IV. 2. 参照]
- [送信権限者、オペレータの登録等：IV. 4. および6. 参照]
- [障害時の対応：VI. 参照]

構成例



(ロ) アクセス回線を敷設しない場合

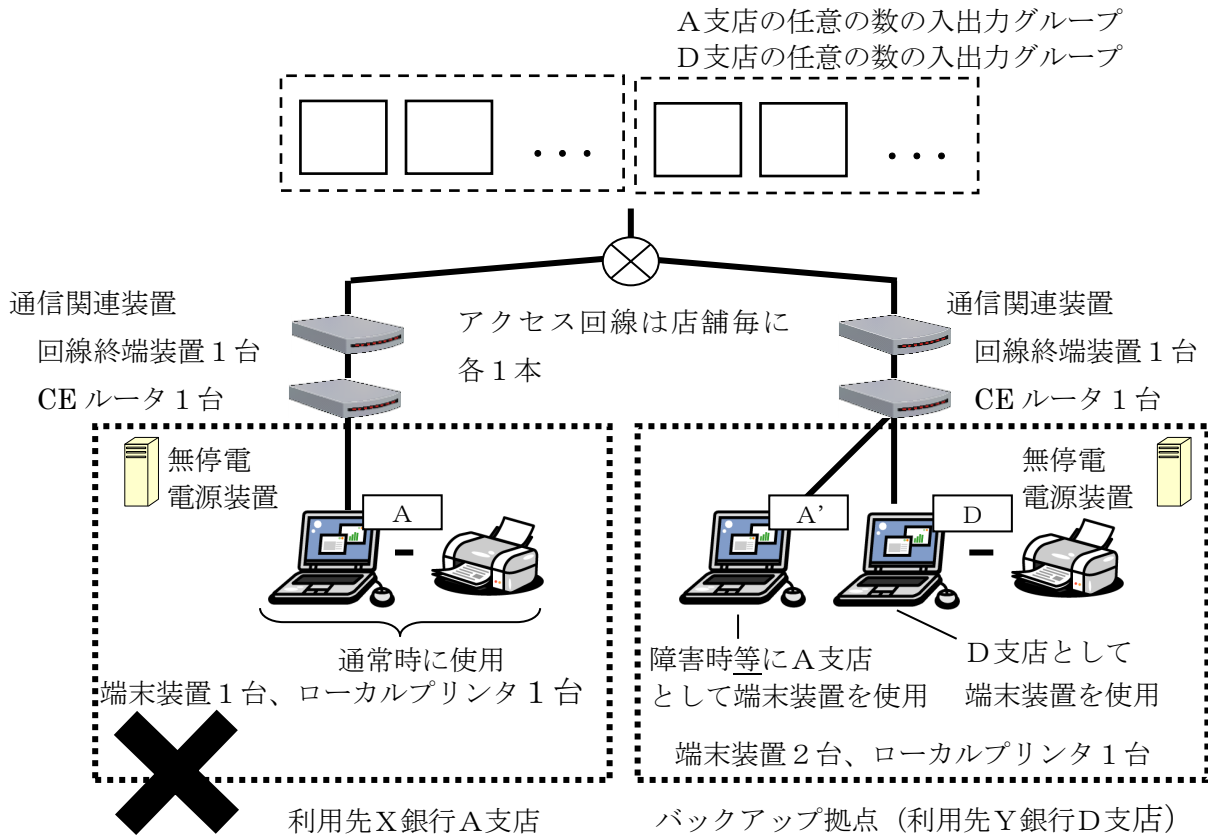
予め日本銀行の承認を得た場合には、バックアップ拠点にアクセス回線を敷設することなく、他の金融機関等である利用先D支店の端末装置に、利用先A支店の端末認証装置（障害時用）を装填することにより、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続することができます。

バックアップ拠点に端末装置を2台以上設置している場合には、そのうちの1台を利用先A支店として日銀ネットの利用を継続するために使用し、他の端末装置を通常どおり利用先D支店として日銀ネットを利用するために使用することで、両利用先の事務を並行的に行うことが可能です。これに対し、バックアップ拠点に端末装置を1台しか設置していない場合には、並行して事務を行うことはできません。

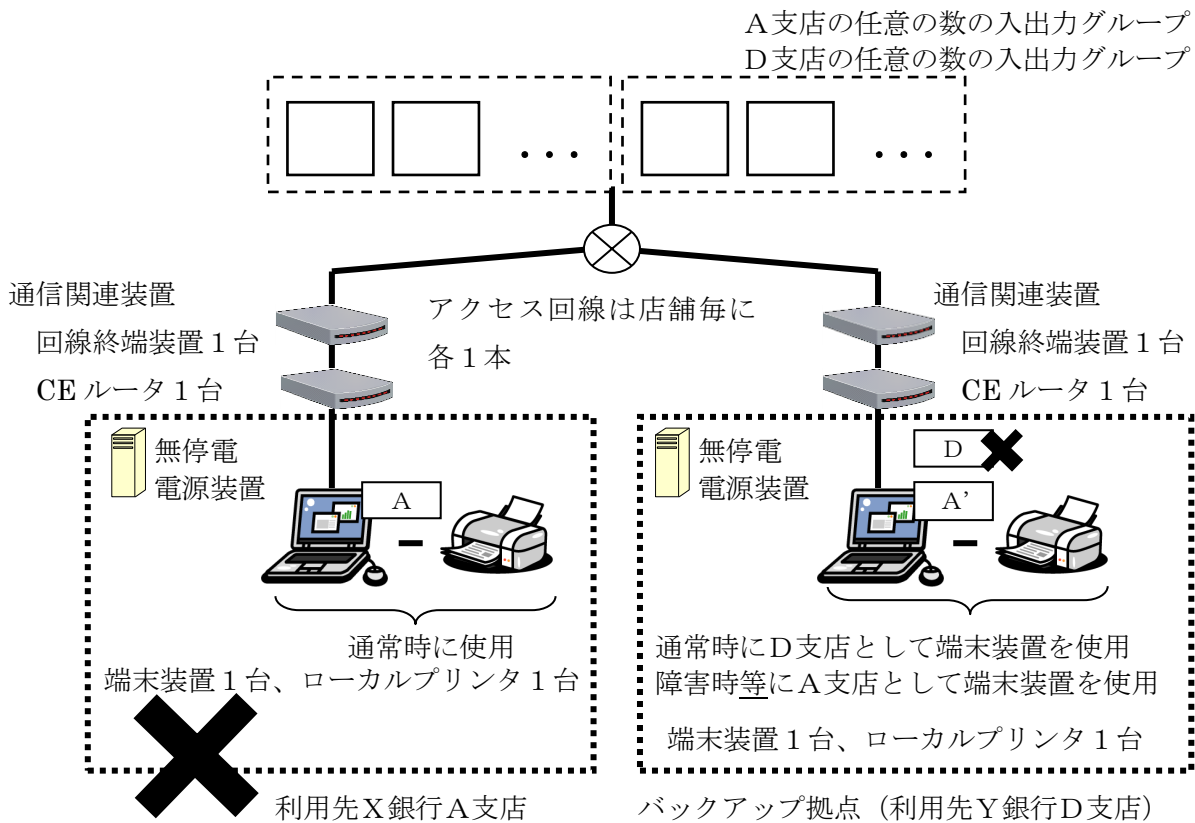
- [他の金融機関等に属する通信回線等の使用：Ⅱ. 2. 参照]
- [端末認証装置（障害時用）の発行・管理：Ⅳ. 2. 参照]
- [送信権限者、オペレータの登録等：Ⅳ. 4. および6. 参照]
- [障害時の対応：Ⅵ. 参照]

構成例

<バックアップ拠点に端末装置を2台以上設置している場合>



<バックアップ拠点に端末装置を1台しか設置していない場合>



○ 第1編IV. 2. (1) を横線のとおり改める。

(1) 日銀ネット主管店への端末認証装置の発行依頼

利用先は、端末認証装置の発行が必要な場合には、日銀ネット主管店に「端末認証装置発行依頼書」(第16号書式)^(注1)により依頼します^(注2)。

(注1) 略(不変)

(注2) 略(不変)

端末認証装置を利用できるのは、原則として、当該端末認証装置の発行を受けた利用先に限られます。なお、~~障害時に~~その他の事由により端末認証装置(障害時用)を当該端末認証装置(障害時用)の発行を受ける利用先以外の営業所等で使用することを希望する場合には、上記依頼に先立ち、予め日銀ネット主管店に連絡のうえ、「端末認証装置(障害時用)設置希望書」を日銀ネット主管店に提出し、日本銀行の承認を得ておく必要があります。

[端末認証装置（障害時用）の設置等に関する申出：Ⅱ．４．（１）参照]

- 第1編Ⅳ．２．（３）イ．およびロ．を横線のとおり改める。

イ． 端末認証装置等の管理

利用先は、日銀ネット主管店から受領した端末認証装置を、紛失、破損等の惧れのないよう施錠可能なロッカー等に保管してください^(注1)^(注2)。

なお、端末認証装置（障害時用）の設置場所の変更を希望する場合には、日銀ネット主管店に連絡のうえ、「端末認証装置（障害時用）設置場所変更申請書」を当該日銀ネット主管店に提出し、日本銀行の承認を得ておく必要があります。また、~~障害時において、その他の事由により~~端末認証装置（障害時用）を実際に使用する場合には、予め適宜の方法によりセンターに連絡する必要があります。

（注1）略（不変）

（注2）略（不変）

[端末認証装置（障害時用）の設置等に関する申出：Ⅱ．４．（１）参照]

[障害時の対応：Ⅵ．参照]

ロ． 端末認証装置暗証番号の変更

利用先は、端末認証時に表示される端末認証装置暗証番号の入力画面またはPKIミドルウェア管理ツールを利用し、月に1度以上端末認証装置暗証番号^(注1)の変更を行うこととしてください。端末認証装置暗証番号は、随時変更することが可能です。ただし、端末認証装置（障害時用）のうち、端末認証装置暗証番号を月に1度以上変更することが困難なものについては、当該端末認証装置（当該端末認証装置（障害時用）の端末認証装置暗証番号を紙その他の媒体に記録するときは、当該媒体を含みます。）については、を紛失、破損等の惧れのない施錠可能なロッカー等に保管することにより、月に1度以上端末認証装置暗証番号を変更することを要しないものとします^(注2)。

（注1） 端末認証装置暗証番号は、送信権限者またはオペレータ以外の第三者に知られないよう注意してください。

（注2） 一旦端末認証装置（障害時用）を使用した場合には、用済み後に端末認証装置暗証番号の変更を実施したうえで保管してください。

- 第1編Ⅳ．３．（３）ロ．を横線のとおり改める。

ロ． 権限者登録カード暗証番号の変更

利用先のセキュリティ対策責任者^(注1)は、PKIミドルウェア管理ツールの手順^(注2)に従い、月に1度以上権限者登録カード暗証番号^(注3)の変更を行うこととしてください。権限者登録カード暗証番号は、随時変更することが可能です。ただし、利用先において障害時のみにその他の事由により使用することとしている権限者登録カードであって、権限者登録カード暗証番号を月に1度以上変更することが困難なものについては、当該権限者登録カード（当該権限者登録カードにかかる権限者登録カード暗証番号を紙その他の媒体に記録するときは、当該媒体を含みます。）を紛失、破損等の惧れのない施錠可能なロッカー等に保管することにより、月に1度以上権限者登録カード暗証番号を変更することを要しないものとします^(注4)。

(注1) }
∩ } 略（不変）
(注4) }

○ 第1編Ⅳ. 4. (4) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 権限者パスワードの変更

利用先の送信権限者は、所定の端末操作手順（業務処理区分コード031201）に従い、月に1度以上権限者パスワードの変更^(注1)を行ってください。権限者パスワードは、随時変更することが可能です。ただし、利用先において障害時のみにその他の事由により使用することとしている権限者カードであって、権限者パスワードを月に1度以上変更することが困難なものについては、当該権限者カード（当該権限者カードにかかる権限者パスワードを紙その他の媒体に記録するときは、当該媒体を含みます。）を紛失、破損等の惧れのない施錠可能なロッカー等に保管することにより、月に1度以上権限者パスワードを変更することを要しないものとします^(注2)。

なお、利用先は、所定の端末操作手順（業務処理区分コード034121）に従い、権限者パスワードの変更状況を確認することができます。

(注1) 略（不変）
(注2) 略（不変）

[端末操作手順：第3編参照]

○ 第1編Ⅳ. 4. (5) を横線のとおり改める。

(5) 権限者カード証明書^(注1)の更新

利用先の送信権限者は、所定の端末操作手順（業務処理区分コード031111）に従い、年に1度以上権限者カード証明書の更新^(注2)を行うこととしてください。なお、上記（4）ロ.の規定にもとづき、月に1度以上権限者パスワードを変更することを要しない障害時のみにその他の事由により使用することとしている権限者カードであっても、年に1度以上権限者カード証明書の更新を行うこととしてください。権限者カード証明書は、随時更新することが可能です。

また、利用先は、所定の端末操作手順（業務処理区分コード034121）に従い、権限者カード証明書の有効期限を確認することができます。

（注1）略（不変）

（注2）略（不変）

[端末操作手順：第3編参照]

○ 第1編Ⅵ. 2. を横線のとおり改める。

2. 障害発生時における障害発生箇所別の対応（コンピュータ接続を除く。）

障害が発生した場合には、障害発生箇所の別により、以下のとおり対応します。なお、障害発生箇所が不明である場合（端末装置画面にブラウザソフトに応じたエラーメッセージ「ページを表示できません」等が表示され、次の（1）から（4）のいずれにもあてはまらないケース）には、障害発生を検知した利用先（以下「障害店」といいます。）は障害を検知した端末装置に表示されている処理通番を記録するとともに、速やかにセンターに連絡し、必要に応じ復旧措置につきその指示に従ってください。

また、障害店が、端末認証装置（障害時用）の利用を認められた利用先である場合、または障害時に限りその他の事由により他の金融機関等に属する通信回線等を使用することが認められた利用先である場合には、次の（1）から（5）までの対応に加え、端末認証装置（障害時用）を利用して、端末認証装置、端末装置またはアクセス回線のいずれかの障害により接続不可となっているセンターに接続することにより、または他の金融機関等に属する利用先の端末装置に自己の端末認証装置（障害時用を含みます）を装填し、端末装置またはアクセス回線のいずれかの障害により接続不可となっているセンターに接続することにより、業務を継続することが可能です。障害店は端末認証装置（障害時用）を使用する場合、または他の金融機関等に属する通信回線等を使用する場合には、予めセンターに連絡してください^(注)。

（注）略（不変）

以下略（不変）

- 第3号書式を横線のとおり改める。

(第3号書式)

端末認証装置（障害時用）設置希望書

年 月 日

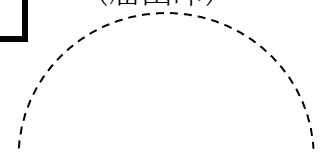
日 本 銀 行
御 中

(金融機関等コード)

--	--	--	--

(届出印) (注1)

(金融機関等名)
(代表者) (注1)



当方_____ (注2) では、日本銀行金融ネットワークシステムの障害その他の事由により対応策として、~~通常使用している端末装置、端末認証装置または通信回線（通信関連装置を含む。）~~に障害が発生した場合にのみ使用するため、下記の場所に端末認証装置（障害時用）を設置することを希望します。

なお、端末認証装置（障害時用）を使用するに当っては、貴行の定めるところに従うほか、当該端末認証装置について、当方、貴行または第三者に損害が発生した場合には、当該損害はすべて当方が負担し、貴行には一切ご迷惑をおかけしません。

記

1. 略（不変）

2. 略（不変）

以 上

(注1) }
∩ } 略（不変）
(注4) }

(注5) 障害時に限りその他の事由により他の金融機関等に属する通信回線等を使用することが認められた利用先（申出を行っている利用先を含む）である場合のみ記載する。